

租税特別措置等に係る政策の事前評価書(要旨)

租税特別措置等の名称		軽油引取税の非課税免除の特例措置の延長(指定自動車教習所の教習用車両の用途)
担当部局		交通局運転免許課
評価実施時期		平成23年7月(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)
要望の内容		自動車教習所事業を営む者が、道路交通法第99条第1項の規定による指定を受けた一定の指定自動車教習所の施設内において、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。
租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成4年度に新設され、平成10年度から恒久化された。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
適用又は延長期間		3年間
必要性等	(政策目的及びその根拠)	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>平成22年末現在の運転免許保有者数は約8,101万人、16歳以上の免許適齢人口当たりの免許保有率は73.7%で、その大多数は、指定自動車教習所の卒業生であり、運転免許を取得しようとする者にとって指定自動車教習所は必要不可欠なものである(平成22年における運転免許試験合格者中に占める指定自動車教習所の卒業生の割合は、96.3%である。)</p> <p>また、指定自動車教習所は、都道府県公安委員会の委託に基づき、運転免許の更新をする場合に受講することが定められている高齢者講習等を実施しているほか、ペーパードライバー教習を始め、地域住民に対する交通安全教育を積極的に推進するなど、地域における交通安全センターとしての役割も担っている。</p> <p>以上のように高い公共性を有する指定自動車教習所事業を支援することで、国民の運転免許取得を支援するとともに、地域の交通安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>警察法第2条第1項 道路交通法第98条第1項、第99条の5第5項及び第97条の2第1項第2号</p>
	(政策体系における政策目的的位置付け)	安全かつ快適な交通の確保(平成23年度実績評価計画書の基本目標4)
	(達成目標及び測定指標)	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>地域の交通安全センターとしての機能を持つ指定自動車教習所の経営支援 国民の免許取得の支援</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>指定自動車教習所が受ける軽油引取税による非課税措置の合計額(目標:前年度と同程度を維持する。)</p>
有効性等	(適用数等)	平成22年度中

		全国で50校の指定自動車教習所 平成23年度以降もほぼ同数と推計
(減収額)		年間約1,500万円の減収が予想される。(平成22年度中に、50校の指定自動車教習所が計約1,500万円(約470キロリットルの免税軽油使用数量に暫定税率32.1円/リットルを乗じて算出)の非課税措置を受けている(平成22年度の適用状況に関する全国調査による。))
(効果・達成目標の実現状況)		<p>(政策目的の実現状況) (分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 軽油の引取に関して軽油の非課税措置を受けている指定自動車教習所は、大型自動車や大型特殊自動車等を使用し、多数の種類の免許に係る指定を受けており、地域住民の運転免許取得のための受け皿となっており、地域の安全の確保にも重要な役割を果たしている。</p> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 50校の指定自動車教習所が昨年度で計約1,500万円(約470キロリットルの免税軽油使用)の非課税措置を受けており(平成22年度中の適用状況に関する全国調査による。)、指定自動車教習所1校当たり30万円程度の非課税を受けていることとなり、指定自動車教習所の経営の改善に寄与している。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 非課税措置が廃止されることによる支出の増加により、指定自動車教習所の経営悪化につながり、国民の免許取得や地域の交通安全の確保に支障が生じるものと考えられる。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 当該措置による税収の減少額は、国民の免許取得の支援、地域の交通安全の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>
相当性	(租税特別措置等によるべき妥当性等)	非課税措置の適用要件が、地方税法上、指定自動車教習所において使用する教習車両の動力源の用途に供する軽油と明確に定められていることにより、当該措置の政策目的が、指定自動車教習所の経営の支援により国民の運転免許取得を支援し、地域の交通安全を確保することであることが明確化されている。
	(他の支援措置や義務付け等との役割分担)	他の支援措置はない。
	(地方公共団体が協力する相当性)	当該措置により、指定自動車教習所は地域住民の運転免許取得の受け皿となり、地域の交通安全の確保に資する結果となっている。
有識者の見解		特段の審議会等での検討結果等はない。
前回の事前評価又は事後評価の実施時期		